

第1章

柏市公共施設等総合管理計画の位置付け等

1-1. 計画の背景と目的

本市における公共施設等は、高度経済成長期から昭和50年代に整備されたものが多く、それ以前に整備されたものも含め、今後は、一定期間に大規模改修や建替が集中することが想定されます。さらには、少子高齢化が一層進み、人口全体に対する高齢人口の割合が上昇する一方で、生産年齢人口と年少人口の割合が低下することから、将来的な財源の不足や余剰施設の増加が想定されます。限られた経営資源の中で、公共施設等によるサービスを将来にわたり持続的に提供するためには、財政状況や社会情勢の変化を考慮しながら、公共施設等の全体を適正に管理していく必要があります。

そこで本市では、平成28（2016）年3月に柏市公共施設等総合管理計画「施設白書編」、平成29（2017）年3月に柏市公共施設等総合管理計画「基本方針編」、平成31（2019）年3月に柏市公共施設等総合管理計画「個別施設再編方針」、令和2（2020）年3月に「個別施設再編アクションプラン」を策定し、公共施設等の適正な管理に取り組んでいるところです。

全国的な取組としても、公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画）に基づく個別施設計画の策定が進み、令和3（2021）年1月に総務省より、個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを行うことが求められ、令和5（2023）年10月には「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」が改訂されています。

また、文部科学省は、学校施設における長寿命化計画（個別施設計画）の策定以降の進め方として、最新の教育動向や地域の実態に応じた計画の充実・見直しをするための内容を整理した「学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書」を令和4（2022）年3月に策定しています。この中では、教育委員会と首長部局との間で横断的な検討体制を構築し、学校施設の適正規模・適正配置や複合化・共用化、管理運営・維持管理の見直し等の検討等を行う際の業務の進め方など、総合管理計画との連携についても記載されるなど、施設分類を超えた総合的な視点が求められています。

本市においては、基本方針編の策定から約8年が経過しているところですが、地域によって変動の大きい人口動向、今後より厳しさが増すことが予想される財政状況、新型コロナウイルス感染症等による経済活動・社会活動等の変化など、当初の予測を上回る大きな変化が起きていることから、「柏市公共施設等総合管理計画 第2期計画」（以下、第2期計画）は策定期間を前倒しして、時代の変化に応じて今後の公共施設等のあり方を見直すこととしました。

1-2. 計画の位置付けと構成

市政を総合的かつ計画的に進めるための指針であり、本市が策定する各種の計画のうち最上位の計画である「柏市第六次総合計画」では、本市が目指すまちづくりを実現するための施策を体系的に示しています。

第2期計画は、本市の公共施設等の最適化を図る取組等を推進するための計画として、「柏市第六次総合計画」に基づき策定するものです。

「柏市公共施設等総合管理計画 第1期計画」（以下、第1期計画）は、「施設白書編」、「基本方針編」で公共施設等の基礎的なデータを整理し、公共施設等の現状と課題を整理するとともに、建築物系施設における再編の方向性と取組、実施時期を示した「個別施設再編方針」で構成されており、今後の公共施設等の基本的な考え方を示しています。その後、最新の建築物系施設の取組状況を確認するツールとして「個別施設再編アクションプラン」を作成（毎年度更新）しています。

今回の第2期計画においては、図1に示すように「施設白書編」、「基本方針編」、「個別施設再編方針」を一体化し、現状・課題とそれに基づく全体方針・施設類型別方針、さらに個別施設の方針までが1つの計画のなかで確認できるようにしました。「個別施設再編アクションプラン」は、引き続き最新の建築物系施設の取組状況を確認できるよう、別途毎年度更新を行い、個別施設再編方針が一体化した「第2期計画」と「個別施設再編アクションプラン」をあわせて国から策定が求められている「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）」として位置付けます。また、インフラ系施設については、引き続き既存の各施設種別ごとに定める計画を国から策定が求められている個別施設計画として位置付けます。

なお、第2期計画は、「各個別施設計画」、「建築物等の保全に関する基本的な考え方」などの下位計画及び「各種関連計画」との整合を図ります。

図1 計画の構成

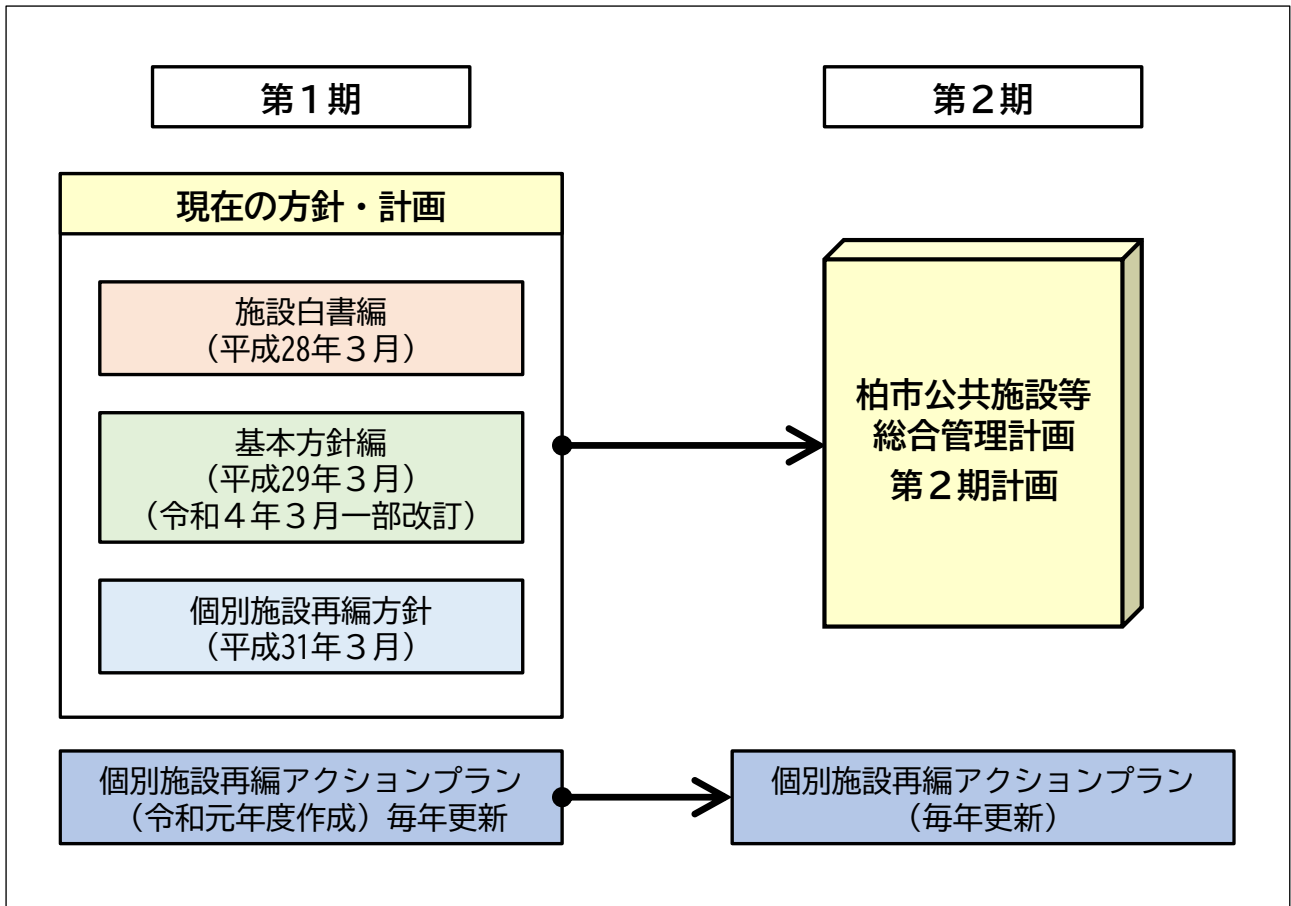
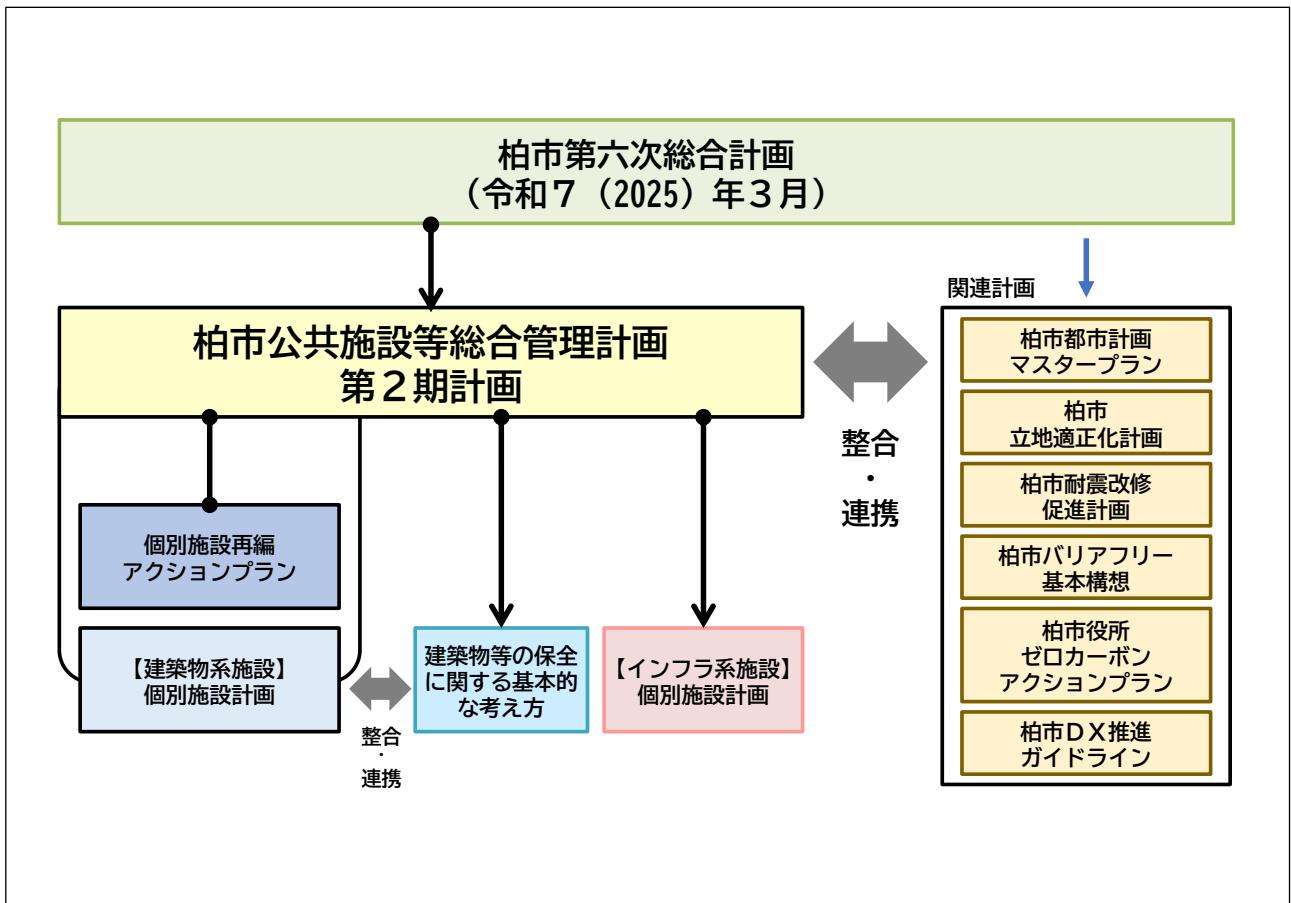


図2 各種計画の位置付け

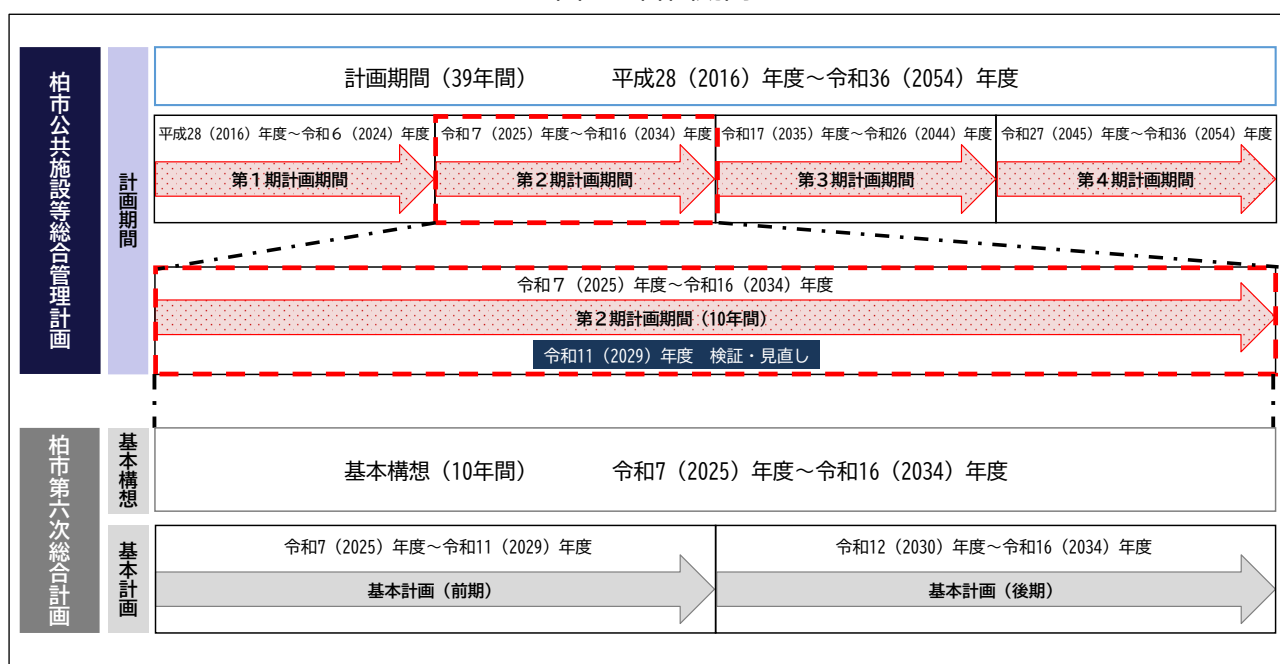


1-3. 計画期間

総合管理計画では、施設の目標使用年数も視野に入れた中長期的な観点からの検討が必要不可欠であり、かつ、今回1年前倒しで計画の策定を行ったため、平成28（2016）年度から令和36（2054）年度までの39年間を計画期間とします。第2期計画期間については、柏市第六次総合計画の基本構想の計画期間と合わせ、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間とします。また、時代の変化に伴って新たに生じた課題等に柔軟かつ臨機応変に対応するため、以後10年ごとに、第3期及び第4期の計画を定めます。

ただし、計画期間内であっても柏市第六次総合計画の前期基本計画の計画期間と合わせ、5年をめぐりに検証・見直しを行います。

図3 計画期間



1-4. 対象施設

本計画で対象とする「公共施設等」について、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（令和5（2023）年10月改訂）では、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。」とされています。

これを踏まえた上で、本計画では、公共施設等を「建築物系施設」及び「インフラ系施設」に区分し、以下の表のとおり整理します。なお、表1にある「重点取組施設」については、第2章で解説しています。

表1 建築物系施設（令和4（2022）年度末時点）

	大分類	中分類	類型別方針用途	施設数	延床面積（㎡）
重点取組施設	1 市民文化系施設	(1) 集会施設	(1) 近隣センター	35	28,233.33
	5 学校教育系施設	(1) 学校	(2) 学校	64	445,114.72
	6 子育て支援施設	(1) 保育園	(3) 保育園	22	23,604.19
	9 行政系施設	(1) 庁舎等	(4) 庁舎等	11	29,410.39
重点取組施設以外	1 市民文化系施設	(1) 集会施設	1 その他集会施設	4	1,134.11
		(2) 文化施設	2 文化施設	2	9,574.93
		(3) 交流施設	3 交流施設	1	63.76
	2 社会教育系施設	(1) 図書館	4 図書館	18	5,553.83
		(2) 公民館	5 公民館	1	4,143.63
		(3) 博物館等	6 博物館等	3	918.18
		(4) その他社会教育施設	7 その他社会教育施設	1	106.32
	3 スポーツ・レクリエーション施設	(1) スポーツ施設	8 スポーツ施設	17	16,534.42
	4 産業系施設	(1) 産業系施設	9 産業系施設	2	3,978.80
	5 学校教育系施設	(2) その他教育施設	10 その他教育施設	2	1,383.73
	6 子育て支援施設	(2) 幼児・児童施設	11 幼児・児童施設	66	11,788.74
		(3) 幼児・児童福祉施設	12 幼児・児童福祉施設	3	2,200.16
	7 保健・福祉施設	(1) 高齢者福祉施設	13 高齢者福祉施設	8	9,637.81
		(2) 障害福祉施設	14 障害福祉施設	4	2,925.34
		(3) 保健施設	15 保健施設	5	9,524.26
		(4) 福祉施設	16 福祉施設	2	2,872.64
	8 医療施設	(1) 医療施設	17 医療施設	2	13,144.06
	9 行政系施設	(1) 庁舎等	18 出張所	10	815.24
			19 その他庁舎等	11	4,706.91
		(2) 消防施設	20 消防庁舎	13	14,091.36
			21 消防団器具置場	42	3,465.16
		(3) 環境施設	22 環境施設	4	3,675.87
		(4) 防災施設	23 防災施設	10	1,271.11
	10 公営住宅	(1) 公営住宅	24 公営住宅	10	47,763.60

	大分類	中分類	類型別方針用途		施設数	延床面積 (㎡)
重点 取組 施設 以外	11 公園	(1) 公園	25	公園	12	16,790.02
	12 供給処理施設	(1) 供給処理施設	26	供給処理施設	4	46,424.34
	13 その他施設	(1) その他施設	27	その他施設	15	67,212.86
	14 未利用施設等	(1) 未利用施設・廃止予定施設	28	未利用施設・廃止予定施設	6	7,562.53
	15 建物賃借物件	(1) 建物賃借物件	29	建物賃借物件	7	2,837.92
合計					417	838,464.27
「15 建物賃借物件」を除く					410	835,626.35

- 令和5～6（2023～2024）年度に再編が決まっている施設を含む。

表2 インフラ系施設

大分類	中分類	保有量	単位
上水道施設	配水管	1,428	管路延長 (km)
	導水管	16	管路延長 (km)
	送水管	10	管路延長 (km)
	水源地	5	箇所
下水道施設	下水道管	1,348	管路延長 (km)
	篠籠田貯留場	9,237	敷地面積 (㎡)
	柏ビレジ排水ポンプ	1,517	敷地面積 (㎡)
雨水排水施設	管路	409	管路延長 (km)
	調整池	147	箇所
	学校貯留施設	9	箇所
	雨水ポンプ	36	箇所
	樋管	24	箇所
道路施設	道路	8,572	路線数
		1,446	実延長 (km)
		8,734,121	面積 (㎡)
きょうりょう 橋梁施設	橋梁	181	箇所
公園施設	都市公園	664	箇所
		187	面積 (ha)
	その他	77	箇所
		21	面積 (ha)